

富山県犯罪被害者等支援条例（仮称）素案に対する意見募集（パブリックコメント） の実施結果について

1 条例素案の作成者

自由民主党富山県議会議員会

犯罪被害者等支援条例（仮称）検討プロジェクトチーム（座長 武田 慎一 議員）

2 意見募集期間

平成28年9月12日（月）から10月11日（火）まで

3 意見募集方法

富山県議会ホームページ、県庁（議会事務局調査課、県民サロン、情報公開窓口）、
各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

4 意見提出者数

7人

【提出方法】

書面	電子メール	計
1人	6人	7人

5 意見提出件数

12件

【提出内容】

内容	件数
定義（犯罪被害者等）に関すること	1件
支援施策に関すること	8件
その他（性犯罪・性暴力被害者を支援するワンストップセンターに関すること）	3件
計	12件

6 意見の概要及び意見に対する条例素案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
1	<p>条例素案の「犯罪被害者等」に性犯罪・性暴力被害者が含まれていることを表記していただきたい。</p>	<p>条例素案において、「犯罪等」は、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義しています。「犯罪」は、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味し、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」は、「犯罪」には該当しませんが、これに類する同様の行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為を意味します。</p> <p>なお、前文においても、「犯罪被害者等の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が行き届いていない犯罪被害者等も存在している。」とし、性犯罪・性暴力被害をはじめ被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要としています。</p>	第2条
2	<p>第10条から第21条は、いずれも施策の概要を抽象的に定めたものに過ぎず、犯罪被害者等が県から受けられる支援の内容を具体的に定めていない。</p> <p>とりわけ、経済的負担の軽減(第11条)は、情報の提供及び助言等のみ。犯罪被害者等が実際に被った被害を十全に補填するものでない上、犯罪に遭ってから給付まで相応の期間を要するため、被害発生直後から経済的支援を要する犯罪被害者等に対する支援として十分ではない。また、経済的損害を補填するための訴訟手続としての民事訴訟や損害賠償命令制度は、いずれも加害者の資力が十分でなければ実際に賠償を受けることはできない。</p> <p>このように、犯罪被害者等に対する経済的支援をより充実させる必要があるため、具体的な経済的支援(例えば、見舞金や立替金など)を盛り込むなど、より手厚い施策を検討すべき。</p>	<p>犯罪被害者等に対する県の支援施策は、第9条に規定する「犯罪被害者等支援に関する指針」において、具体的な施策を定め体系化を行います。</p> <p>ご指摘の経済的負担の軽減については、去る9月12日に、自由民主党富山県議会議員会から知事に対し、日常生活回復に向けた支援の提供(つなぎ資金の貸付なども含む)について申し入れを行ったところです。</p> <p>県における条例の制定を契機に、また、条例に基づく施策の実施により、犯罪被害者等の経済的負担が軽減されるよう引き続き取り組んでまいります。</p>	第2章 支援施策等 第10条～第21条
3	<p>「第2章の支援施策等」には性犯罪・性暴力被害者への支援を考慮した内容を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>性犯罪・性暴力被害者に対する県の支援施策は、第9条に規定する「犯罪被害者等支援に関する指針」において、具体的な施策を定め体系化を行います。</p>	第2章 支援施策等 第10条～第21条

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
4	<p>「犯罪被害者」という概念、言葉の意味について、県民にはほとんど知られていないと危惧を抱いている。</p> <p>中学生以上にこの条例の趣旨を理解してもらおう具体的な方策をもっと盛り込んでどうか。</p> <p>そうでないと、条例案が唐突なものを受け止められてしまう。</p> <p>事件・事故に遭遇した被害者やその家族への配慮も十二分に盛り込むようお願いしたい。特に、被害者と最初に接触する警察官に対しては、心傷つける対応がしばしば見られるとの批判を聞く。</p> <p>何のための被害者支援なのか。条例案には県民にアピールする言葉がほしい。</p>	<p>内閣府が平成20年度に実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、犯罪被害に関する国民一般の理解は十分とは言えない状況であり、富山県においても、同様の状況であると認識しています。</p> <p>「犯罪被害者等」には、事件・事故にあった被害者本人とその家族や遺族も含み、第9条に規定する「犯罪被害者等支援に関する指針」において、県の施策として県民への理解増進も含めた具体的な施策を定めます。</p> <p>現在、県警察では教育委員会等の関係機関と連携して、中学生・高校生などを対象に「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上を図るとともに、被害者と最初に接触する警察官の研修の充実に努めています。</p>	第18条 第19条
5	<p>条例制定を機に、広く県民の皆さんに「突然の犯罪被害にあうということ」「被害者支援活動」について、関心を持っていただければと願っている。</p> <p>理不尽な被害にあった人が、泣き寝入りして苦しみ続けることがないよう、社会全体でしっかり取り組んでいきたい。</p>	<p>議会としては、犯罪被害者等支援の充実に図るため、相談、助言、日常生活の支援等を担う人材を育成するとともに、県民の理解が深まる施策を講じるよう求めてまいります。</p>	
6	<p>本県における被害者支援センターの設立は全国43番目と出遅れたが、条例に関しては、早期に、しっかりしたものをつくっていただき感謝している。</p> <p>今後は、市町村レベルでいかに具体化していくか、県からの働きかけに期待している。</p>	<p>住民に身近な市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し実施する際には、県が必要な協力を行うと規定しています。</p> <p>また、第8条においても、県が市町村等と連携、協力して、犯罪被害者等支援施策の実施に努めるとしています。</p>	第20条
7	<p>県の条例を受けて、市町村でも条例を作成するよう指導・助言してほしい。</p>		
8	<p>とやま支援センターの財源を確保し、人材を養成（又は派遣制）にすることが急務。</p>	<p>「とやま被害者支援センター」については、去る9月12日に、自由民主党富山県議会議員会から知事に対し、人的、財政的な基盤強化を行うよう申し入れを行ったところです。</p> <p>「とやま被害者支援センター」の人的、財政的な基盤が一層強化されるよう、議会として求めていきます。</p>	第21条
9	<p>条例を運用するに当たり基本計画作成委員会を作り、県民に具体的に実施できる準備を急いでほしい。</p> <p>被害者支援可能な全ての関係機関が確実に連携するシステムの構築に努めてほしい。</p>	<p>県の犯罪被害者等支援施策が総合的、計画的に推進されるよう、第9条に規定する「犯罪被害者等支援に関する指針」において、基本方針、具体的な施策を定め体系化を行います。</p> <p>また、県、市町村、関係機関、民間支援団</p>	第22条

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係 条文
		体の連携の緊密化を図り、犯罪被害者等支援施策が効果的かつ円滑に行われるよう、協議会を組織します。	
10	<p>「性犯罪被害者への支援」についても、条例制定を契機に取り組んでいかなければならない。全国的には、ほとんどの県において「性犯罪ワンストップセンター」ができ活動を始めていると聞いている。本県では、まだ具体的な動きは見られないが、これを機会に、活発に議論されることを望む。</p>	<p>性犯罪・性暴力被害者を支援するワンストップセンターの設置については、去る9月12日に、自由民主党富山県議会議員会から知事に対し、申し入れを行ったところです。</p> <p>ワンストップ支援センターの設置については、いただきましたご意見・ご提案も参考に、被害者の回復に有用な相談窓口ができるよう、議会として求めていきます。</p>	その他
11	<p>性犯罪・性暴力被害者専門の相談機関として、ワンストップ支援センターを設置してほしい。性犯罪・性暴力被害者の対応や回復には、専門的知識を持った相談員やアドヴォケイター（同行支援員）、心理的支援を行うカウンセラー、他の相談機関や家族との連携を図るコーディネーターが必要。</p> <p>ワンストップ支援センターの設置については、関係機関や性犯罪・性暴力被害者支援に関わっている民間団体と連携して進めていただきたい。</p>		
12	<p>かねてより性暴力および性虐待（以下性暴力）被害者専門の相談窓口ができることを望んでいたため、今回の条例制定の動きは大変うれしく思っている。他県の現状を踏まえ、いずれの府県よりも被害者の回復に有用な相談窓口となることを希望する。</p> <p><全体></p> <p>既存の相談窓口への併設や役割追加ではなく、単独のワンストップ支援センター（以下センター）として設置が必要。性暴力は“魂の殺人”とまで言われ、被害者に大変深い傷を負わせる。業務内容は電話相談以外もあり、専門的な知識とスキルを持ったスタッフの常駐が必要。</p> <p>センターは、訪れる被害者、関係者、スタッフの安全の配慮が必要。（警備員がいる、呼べば警察がすぐくるなど）</p> <p>24時間365日の開設が望ましいが、そうでない場合は、段階的な整備をお願いしたい。夜間の相談を実施しない場合は、警察など関係機関からのオンコール体制</p>		

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係 条文
	<p>などを考慮してほしい。</p> <p>緊急対応に必要な資源（産婦人科医療と警察）はすでに構築されているので、センター機能が加わることで、より被害者に寄り添った支援を実現してほしい。また、産婦人科以外の診療科に受診が必要な場合もあり、医会の協力が必要。性暴力被害に正しい理解があり、最新のASD、PTSD治療に積極的に取り組む精神科医療との連携は必須。</p> <p>誰にも相談することができず、しばらく経ってから相談される方もいる。医療や警察で対応の必要がないケースでも、センターで相談できることが大切。</p> <p>性暴力被害は、一見軽微そうに感じられる被害であっても、被害者にとって人生を変えるほどのダメージを及ぼす。センターは、そのような被害者にも真摯に向き合う場所である必要がある。男性被害者、LGBTの方への支援についても考慮してほしい。</p> <p><支援内容></p> <p>電話相談、他機関との連携調整、面接相談、カウンセリング、同行支援など</p> <p>対象は、被害者、その家族、友人、被害者が通う学校関係者など被害者の周りの人</p> <p>緊急対応には、被害者への同行支援を含めた寄り添いと、被害直後の心理的支援、生活の場所など被害者の安全の確保、家族等への連絡と説明など被害者の力になってくれる立場の人への対応が含まれる。</p> <p>緊急対応が終わっても、被害者への支援の重要性は変わらない。被害者の年齢、性別、状況に関わらず、カウンセリング等の心理的な支援は絶対不可欠。心理的社会的回復までに時間を要する場合が殆どであるが、初期の対応の有無とその内容が二次加害を防ぎ、被害を長引かせないために重要。</p> <p><スタッフ></p> <p>性暴力被害とその被害者心理について専門的知識を持っていること、人権意識が幅広く根付いていることが必須条件。これらのことは、既存の心理学履修過程</p>		

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係 条文
	<p>では学ぶことはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談員：相談員養成講座などを経て、本人の希望と相談員としての適正を判断したうえで決定。センター開設時間帯に常駐。定期的に相談員養成講座を実施し、相談員の補充をすることが必要。 ・コーディネーター：他機関との連携を図る。センター開設時間帯に常駐。被害者や家族との面接を実施、安全確保を図り今後の見通しについて説明し、要望を聞く。 ・同行支援員：被害者の要請に従い、同行支援をする。同行だけではなく、必要に応じて被害者に変わって代弁し、被害者の権利が侵害されないよう権利擁護活動を行う。 ・カウンセラー：カウンセリング（心理的支援）をする。既存の心理学の他、性暴力被害とその被害者心理について詳しく学んでいることが必須。 <p>性暴力被害は人間の根幹を揺さぶるような被害のため、その対応をするスタッフも心身ともに重労働となる。スタッフの安全は、被害者の安全に直結する。センター運営には十分な人員が必要。既存の相談窓口で見られるような嘱託職員ではなく、スタッフの身分保証と専門職としての報酬があってこそ、安定的な運営が可能になる。</p> <p><スタッフの研修制度やメンテナンス></p> <p>性暴力被害とその被害者心理に関する研修は、NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会、一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会、NPO 法人女性の安全と健康のための支援教育センターなど限られた団体が実施。コーディネーター、同行支援員、カウンセラーは、これらの研修に参加し、最新の知識や技法を習得する必要がある。</p> <p>電話相談員向けには、県内でブラッシュアップ研修を実施し、スキルアップとモチベーションの維持が必要。</p> <p>日頃の相談対応についての事例検討と、スタッフの心理的メンテナンスと燃え尽き防止のためのスーパービジョン</p>		

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係 条文
	<p>は、年間を通じて定期的実施する必要がある。</p> <p>これらは、センター業務の品質管理のために必須。</p> <p><啓発></p> <p>警察発表の犯罪件数などからは、性暴力被害の一端しか見えない。被害に遭われた方が、警察に届け出ないケースが大変多い。日本では性暴力に対しての誤った認識が大変根強いのが理由の一つ。やっとの思いで家族や友人に打ち明けても、二次加害に遭い、それ以上相談することを諦めるケースも多いと感じている。センター設置にとどまらず、被害者が声をあげられるよう、広く県民全体に性暴力被害について正しい認識を持ってもらう啓発活動が継続して必要。具体的には相談員養成講座参加者募集時、センターオープン時、以降は定期的に、県民向け講演会などの実施が望まれる。このような取り組みは、性暴力加害を減らすことにもつながる</p> <p>性暴力の問題に関わる民間団体等も含め、広く官民が協力しセンター設置に向けて協働して頂くことを希望する。</p>		